

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在の公益財団法人B（以下「事業場」という。）に雇用され、作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、道路の植樹帯剪定作業中、剪定した枝をパッカー車に入れ込む作業をしていたところ、後方から来た安全誘導用の車両にはねられ負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「前頭部挫創、両側下肢打撲」と診断され、療養を継続した結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表（以下「障害等級表」という。）上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の右前額部には5.2mmの挫創痕が認められるところ、外貌の醜状障害については、「労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第13号)をもって障害等級表の改正が行われ、平成23年2月1日から施行されており、当審査会としても、請求人の右前額部の醜状障害は、決定書理由に説示するとおり、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」(障害等級第9級)に該当するものと判断する。

この点、請求人は、自動車損害賠償保障法による新たな後遺障害等級が平成22年6月10日以降に発生した自動車の運行による事故について適用されることから、同年〇月〇日に発生した本件災害により請求人に残存した障害については、改正前の障害等級表により障害等級が定められるべきであり、請求人の醜状障害は障害等級第7級に該当する旨主張している。

しかしながら、労災保険法による障害補償給付は、支給事由発生日である治癒(症状固定)時における労働損失のてん補を目的としており、平成23年2月1日以降に支給事由が生じたもの(治癒したもの)については、改正後の障害等級表を適用するものであって、請求人は同年〇月〇日をもって治癒となっている以上、請求人に残存する障害については、改正後の障害等級表によって障害等級を定めることとなるものであり、請求人の主張を採用することはできない。

なお、当該障害等級表の改正は、請求人が主張する〇地方裁判所判決の趣旨に加え、社会状況の変化や医療技術の進歩等も加味して見直しが検討されたも

のであることを付言する。

- (2) また、請求人に残存する上記(1)以外の障害については、決定書理由に説示するとおり、右大腿部の神経症状(障害等級第12級)及び左腰殿部の神経症状(障害等級第12級)が認められ、これらの神経症状は、準用等級第11級と認められるところであり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級第9級と準用等級第11級を併合し、障害等級第8級に該当するものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。